

うるま市もずく販路拡大及び認知度向上事業 業務内容仕様書

1. 委託業務名

うるま市もずく販路拡大及び認知度向上事業

2. 事業目的

沖縄の特産品であるもずくは、全国生産量の99%を占め、さらにはうるま市は約50%のシェアを誇り、全国で最も重要な産地である。一方でもずくは原料出荷に頼りすぎておりブランド化が進んでいないことや、もずく酢のイメージが強く、食材としてのもずくの認知度や理解が進んでいない。市場を拡大するためには、県外における認知度向上と販路開拓が必要である。本事業は、特に公共性の高い学校給食への販路拡大、将来の消費世代である児童生徒への認知度向上を図り、生産者との連携を強化することで、勝連もずくの高付加価値化、地域水産業の持続的発展を目的とする。

3. 契約期間

契約締結の日から令和8年3月19日（予定）

4. 業務概要

学校給食への販路拡大、児童生徒への認知度向上を図るため、以下の業務を行う。

(1) 産地との調整・連携

- ア うるま市内のもずく漁業者及び勝連漁業協同組合、その他関係機関と連携を図り、現地のもずく生産状況、商品特性、地域事情を正確に把握すること。
- イ 勝連漁業協同組合の理事等、主要メンバーが集まる場において、事業趣旨説明会（1回）、成果を報告する事後報告会（1回）を行うこと。
- ウ 漁業者、勝連漁協協同組合との定期的な情報交換、意見調整を通じ、販路拡大に資する双方向型の連携体制を構築すること。

(2) 市場調査・販路拡大の選定

- ア 全国47都道府県を対象に、各都道府県から1社または1団体を選定し、対面・オンライン・電話調査のいずれかによりヒアリングを実施すること。
- イ ヒアリング調査では、学校給食分野におけるもずく活用の可能性、受容性、課題等について情報収集すること。
- ウ 各地域の特性とヒアリング結果を踏まえ、販路拡大重点地域として10地域を選定すること。
- エ 重点地域を選定する際には、納得性の高い選定理由が説明できるよう整理すること。

(3) 納入会社・関係団体との調整・交渉

- ア 選定した10地域内に所在する各学校給食納入会社、学校給食会に対して、代理営業を行い、勝連産もずくが納入できるよう調整すること。
- イ 納入にあたっては、間の物流や納入までの段取りも調整し、対象地域内で勝連産もずくを円滑に購入・活用できる環境を整備すること。
- ウ 必要に応じて対象地域に赴き、提案・試食などの営業活動を行うこと。

(4) 普及・啓発活動の実施

消費拡大が期待できる自治体等を対象として、以下の普及・啓発活動を行うこと。

ア 学校給食関係者向け もずくセミナー

料理人または料理研究者による調理講習会を開催し、もずくの特性を活かした献立提案や調理技術の普及を図ること。あわせて、漁業関係者による講演を実施し、現場からもずく生産の魅力や価値を伝える座学講義を取り入れること。セミナーはオンライン配信にも対応し、記録動画は編集後、広く公開できる形とすること。

イ 学校給食対象校での食育授業

対象校において、対象学年を選定し、学年全体に対して、もずくを活用した食育授業を1回実施すること。当日は、対象校に勝連産もずくを購入してもらい、学校給食献立として実際に提供されるよう調整すること。

(5) 事業効果検証

- ア セミナー実施当日に、参加者を対象としたアンケートを実施し、もずくに関する理解促進状況および今後の利活用意向について調査すること。
- イ 食育授業終了後には、授業に参加した児童生徒全員からアンケートを回収し、授業内容に対する理解度、関心の変化等を測定すること。
- ウ セミナー、食育授業等の実施後、対象地域における実際のもずく購入状況を調査し、売上成果を定量的に把握・報告すること。
- エ 提案時には、調査手法（例：アンケート設計、購入状況確認方法等）についても具体的に提示すること。

(6) 勝連産もずくの給食栄養管理ソフト会社への登録

- ア 塩蔵もずく、生もずく、乾燥もずくの計3種について、第三者機関または大学へ栄養成分分析を依頼すること。
- イ 栄養価計算ソフト会社5社へ食品登録対応の依頼、調整を行うこと。
- ウ 栄養価計算ソフトへ登録されたことを、栄養教諭所属・給食センター、その他給食関係者へ周知すること。

5. 報告等

- (1) 受託者は、委託者に対し、進捗報告（月1回以上）、中間報告（実施期間中盤時点）、最終報告（成果物提出時）を行うこと。報告の方法はオンライン、対面いずれも可とする。
- (2) 受託者は、委託者に対し、委託業務を実際に実施したことが確認できる次の成果品を納品すること。

〔成果品〕

- (ア) 実施記録（報告書、写真、動画、アンケート結果等）
- (イ) 成果報告書（概要版含む）

6. 委託契約額等

- (1) 各経費は税抜き価格とし、別途消費税相当額を提示すること。
- (2) 積算の項目については、以下の内容で提示すること。
 - 【Ⅰ. 人件費】
 - 【Ⅱ. 事業費】
 - 【Ⅲ. 再委託費】
 - 【Ⅳ. 一般管理費】
 - 【Ⅴ. 消費税及び地方消費税】
- (3) 積算区分は下記のとおりとする。

| 経費項目 | 内容 |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| Ⅰ. 直接人件費 | 事業に従事する者の人件費（人件費＝時間単価×作業時間数） |
| Ⅱ. 事業費 | |
| ①報償費 | 事業を行うために必要な謝金（会議・講演会等に出席した外部専門家に対する謝金等） |
| ②旅費 | 事業を行うために必要な国内出張等に係る経費 |
| ③需用費 | ・消耗品費 事業を行うために必要な物品であって、1件あたりが2万円未満の備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費 |
| | ・燃料費 事業に必要な業務で使用した車両への給油に係る経費 |
| | ・印刷製本費 事業で使用する資料印刷、事業成果報告書等の印刷に係る経費 |
| ④役務費 | 事業で使用する郵便料、運送費、通信・電話料等に係る経費 |
| ⑤使用料及び | 事業を行うために必要な会議、講演会等に要する経費（会場借料、機 |

| | |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 賃借料 | 材借料等)及び事務什器等のリース・レンタルに要する経費 |
| ⑥諸経費 | 事業を行うために必要な経費のうち、当該事業に使用することが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さない経費 食料費(講演会講師や利用者へ提供する飲料水の購入料等)等 |
| Ⅲ. 再委託費 | 発注者(市)との取り決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他者に行わせる(委任又は準委任する)ために必要な経費 |
| Ⅳ. 一般管理費 ※1 | 委託業務を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費として抽出、特定が困難な経費 |
| V. 消費税 | I~Ⅳでの小計に対して10%を乗じた経費 |

※1「Ⅳ. 一般管理費」について

原則、以下の計算方式により算出すること。

一般管理費 = 直接経費(I. 人件費+Ⅱ. 事業費) × 一般管理費率(※直接経費にⅢ. 再委託費は含まない。)

- 一般管理費率は、委託契約締結時(契約変更があった場合は変更契約締結時)の比率とする。ただし、事業終了後に受託者の都合により締結時の比率を下回る場合は、この限りでない。
- 一般管理費率は、10%もしくは、以下の計算式によって算出された率のいずれか低い率とする。ただし、特殊要因※2等がある場合は、協議のうえ、一般管理費率を決定することとする。

○企業における計算式

一般管理費率 = (「販売費及び一般管理費」 - 「販売費」) ÷ 「売上原価」 × 100

損益計算書から「売上原価」「販売費及び一般管理費」を抽出し計算を行う。ただし、「販売費(販売促進の為に使用した経費(例: 広告宣伝費、交際費等))については、決算書の中期事項などに記載がある場合は、その販売費を採用し、記載がない場合は「販売費及び一般管理費」を「販売費」と「一般管理費」に区分した内訳書を作成し、その「販売費」を採用することとする。

※2特殊要因の具体例

- ①業種特有の理由により、当該業種において相対的に一般管理費率が10%よりも高い場合。
- ②一事業者における一般管理費率が過去複数年にわたり10%よりも高い場合(三年を目安とする。)

7. その他

- (1) 業務の成果物及びデザインデータに関する著作権及び所有権はうるま市に帰属するものとし、当市の業務に自由に使用することが出来るものとする。
- (2) 本事業に係る契約準備行為は令和7年度の6月補正予算成立を前提とした年度開始

前の準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものである。市議会において6月補正予算案が否決された場合、又は沖縄振興特別推進市町村交付金が交付されない場合は契約を締結しないことがある。

8. 問合せ先

うるま市役所農林水産部生産振興課畜産係 担当：佐渡山 安美

〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号

TEL：098-923-7616

FAX：098-923-7686

アドレス：seisansinkouka@city.uruma.lg.jp